

前橋市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する
条例の改正について（議案第133号）

選挙管理委員会事務局

1 改正の理由

ポスター掲示場の総数を見直すため、所要の改正を行う。

2 主な内容

特別の事情がある場合には、ポスター掲示場の総数を減ずることができることとする。

3 施行期日

公布の日